

東京出入国在留管理局横浜支局
令和 3 年 4 月 3 0 日

東京出入国在留管理局横浜支局における被収容者との面会再開について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症の発生に鑑み、東京出入国在留管理局横浜支局においては、弁護士及び領事官関係者以外の方について、4月27日から当分の間、被収容者との面会を実施しないこととしておりましたが、4月30日から再開いたしますので、お知らせいたします。

御理解・御協力ありがとうございました。